

農業委員会 告示番号	農業委員会告示名	公布年月日
農業委員会 告示第6号	さいたま市農業委員会規程の一部を改正する告示	令和2年3月30日

さいたま市農業委員会告示第6号

さいたま市農業委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月30日

さいたま市農業委員会
会長 若谷茂夫

さいたま市農業委員会規程の一部を改正する告示

さいたま市農業委員会規程（平成29年さいたま市農業委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(運営委員会) 第3条 [略]	(運営委員会) 第3条 [略] <u>2 運営委員会に運営委員長を置き、農業委員のうちから総会で互選する。</u> <u>3 前項の運営委員長の互選については、第2条の規定を準用する。</u>

附 則

この告示は、令和2年5月1日から施行する。